

## 神応寺と豊臣秀吉の朱印状について

井上 真美

### 一、神応寺概略

石清水八幡宮本殿のある丘陵と谷一つ隔てた場所にある小丘陵上に神応寺がある。貞観二年(八六〇)の八幡宮社殿造営に伴い、創建されたとされている<sup>1</sup>。宗旨は法相宗、天台宗、真言宗、禅宗と変わり、四宗兼学であったとされる。応永十五年(一四〇八)に曹洞宗へと改められ、二世柏巖妙英が入院した。柏巖は釣津妙漁の法嗣であり、無著派に属していた。柏巖以降、第十世まではこの無著派僧が住持を務めている<sup>2</sup>。

神応寺は第十二世弓箴善僵により中興された。弓箴は通幻派僧であり、この後、当寺第二十世まで通幻派僧が住持職を占めることになった<sup>3</sup>。なお、この弓箴については次項にて後述する。

### 二、第十二世弓箴善僵と豊臣秀吉の朱印状

神応寺には現在、豊臣秀吉の朱印状が三通残されている。これは先に挙げた弓箴が秀吉と同郷の朋友であったことに起因している。若年より親交のあった弓箴を秀吉が神応寺の住持に命じ、領知朱印状を下賜した。この朱印状は天正十七年(一五八九)十一月二〇日付けで発給

され、これにより、神応寺は八幡庄内において一二〇石を寺領として得ていた〔史料一〕。

これ以降、この寺領一二〇石は徳川幕府の代々の將軍から領知朱印状が発給されたことで、引き続き認められた<sup>4</sup>。八幡の寺院において、家康以降、代々の將軍が発給した朱印状を現存している寺院はあるが、神応寺のように秀吉の朱印状を現存している寺院は少ない。非常に希少価値の高いものであることがわかるだろう。

神応寺には、ほかに二通、秀吉の朱印状が残っている。その一つが〔史料二〕に挙げているものである。この朱印状は見廻(舞)として贈られた帷二がやって来たことに対して、遠くから寄せられた心配りを喜ぶ秀吉朱印状である。この「帷」とは帷子のことであり、これは夏季に着用された衣服である。添状発給者は木下半介で、出自は不明とされるが、秀吉の正室である北政所(高台院)の一族の者といわれている。文禄の役の際、名護屋にも参陣し、文禄四年(一五九五)八月に秀吉の甥である秀次の失脚に連座するまで、秀吉の奏者や奉行として働いていた人物でもある。先に出てきた高台院であるが、「高台院」と賜号した僧が弓箴であり、弓箴は高台院の縁戚である木下家とも繋がりのある禅僧であったことがわかる。このようなつながりから、木下半介が添状発給者となっていたのだろう。

### 三、朱印状と寺格の向上

さて、もう一つの秀吉の朱印状は〔史料三〕に挙げているものである。これは肥前名護屋へ着陣し、見廻りとして遣わした僧と贈られた

帷子を喜ぶ秀吉朱印状である。後半には高麗のこととして、平定を仰せ付けたため、近日中国へ大勢の人間を指し遣わす旨が述べられている。また、史料二にもみられた木下半介が添状発給者である。文書の発給年記は記されていないが、天正二〇年（一五九二）の文禄の役の際に名護屋の陣所から発給されたものと考えられている。

秀吉は文禄元年（一五九二）から慶長三年（一五九八）にかけて、明征服を目指して朝鮮に出兵している。それに際して、秀吉は天正一九年から肥前名護屋城を明征服の基地にするべく築城普請をおこなっており、翌年三月に十六万の兵力を朝鮮に渡航させた。この文書の発給が五月であり、秀吉が兵を朝鮮に出兵させた月と近いこと、名護屋への着陣、そして途中に「高麗」という朝鮮王朝の名称があることから、この文書の発給年季が天正二〇年であろうと考えることができるのである。

この文書の中で注目したいのが宛名部分である。写真の宛名の部分をよくみると、「禪家」の下に書き直したような跡があることがわかる。書き直しているということから考えて、もとは違う寺院名が書かれていたと推測される。この前後の朱印状をみると、神応寺の寺名は「神応禪寺」もしくはそのまま「神応寺」と書く場合のみであり、史料三の積文に挙げたような「禪家神応寺」と書かれる例は管見の限り他にはみられない。「禪家」という言葉は、「禅学大辞典」によれば、禅宗寺院、または禅僧といった意味で使われる言葉である。八幡の寺院関係の文書の中に「禪家」という言葉がみられるのは「禪家五箇寺」「禪家十箇寺」といった、石清水八幡宮内の禅宗寺院の内、朱印地を所有している寺院の組に使われている場合である。このような寺院

では、例えば「八幡禪家五ヶ寺惣代全昌寺」というように、寺名の前に「禪家」の言葉がみえる。このような例と対照して考えると、他寺院に発給された文書が、神応寺のものとして現存している可能性があるといえるだろう。つまり、もとは先に挙げた禪家五箇寺、禪家十箇寺のいずれかに属していた寺院の名前が書かれていたことが推測される。その中でも、どの寺院に宛てられた文書であったのか、特定することは困難であるが、近世において神応寺がこの文書を所有するにいたったことで、寺院名の部分を「神応寺」と書き換えたと考えられる。

では、なぜこのようなことがなされたのであろうか。可能性の一つとして、この文書を所有していた寺院が退転などの理由によって、文書を所有できない事情があったことが挙げられる。その際、秀吉と八幡の禅宗寺院の関係を明瞭に示すこの朱印状を保存する必要があったのではないだろうか。そして、その保存と考えたときに、八幡の禅宗寺院の中で最も石高が高く、力のあった神応寺がその保存を担う寺院として選ばれたと推測される。

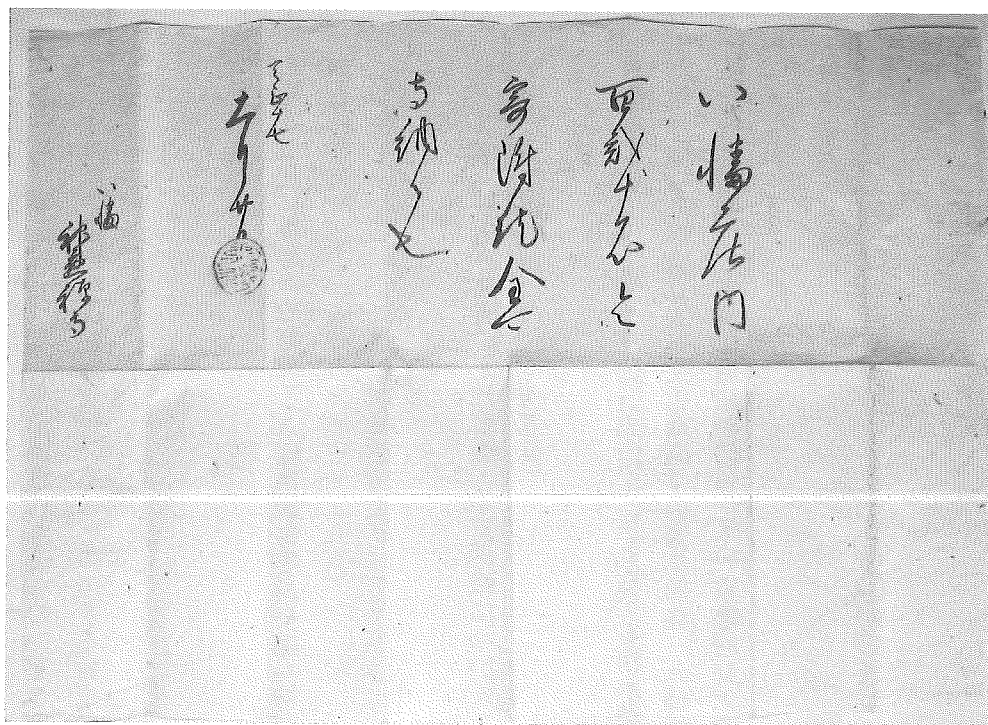
さて、これら朱印状を神応寺側が重視していたことは、現存している御朱印笈の底板墨書からもわかることである。ここには、御朱印が神応寺の第一の什物であるとして、御朱印を火急の災難から備えるために笈が作られたと記されている。有事の際でも朱印状を残すための対応が、神応寺では講じられていたのである。

以上、簡単にではあるが、神応寺に残る秀吉の朱印状三通についてみてきた。神応寺でも朱印状を入れるための笈が作られていたことからわかるように、朱印状は非常に重視されていたものである。とり

わけ今回取り上げた秀吉が発給したものの中には、神応寺だけではなく、八幡の禅宗寺院にとっても重要視されうるものであった。当時の秀吉と八幡禅宗寺院の関係性も垣間見ることのできる貴重な文書といえるだろう。

【注】

- 1 竹中友里代「神応寺の歴史」(八幡市教育委員会編『神応寺文化財調査報告書』二〇〇一年、六六・一三九頁)
- 2 注1論文。
- 3 注1論文。
- 4 水本邦彦「神応寺文書の土地台帳・年貢納帳について」(『神応寺文化財調査報告書』六二・六五頁)
- 5 注1論文。
- 6 竹中友里代「木村家文書の淀屋関係史料と近世石清水神領」(東昇、竹中友里代編『京都府立大学文化遺産学叢書第四集 八幡地域の古文書・石造物・景観―地域文化遺産の情報化―』京都府立大学、二〇一年、一八五・二〇一頁)
- 7 注1論文。
- 8 注1論文。



〔史料二〕豊臣秀吉領知朱印状【神応寺文書】

八幡庄内

百弍十石令

寄附訖、全可

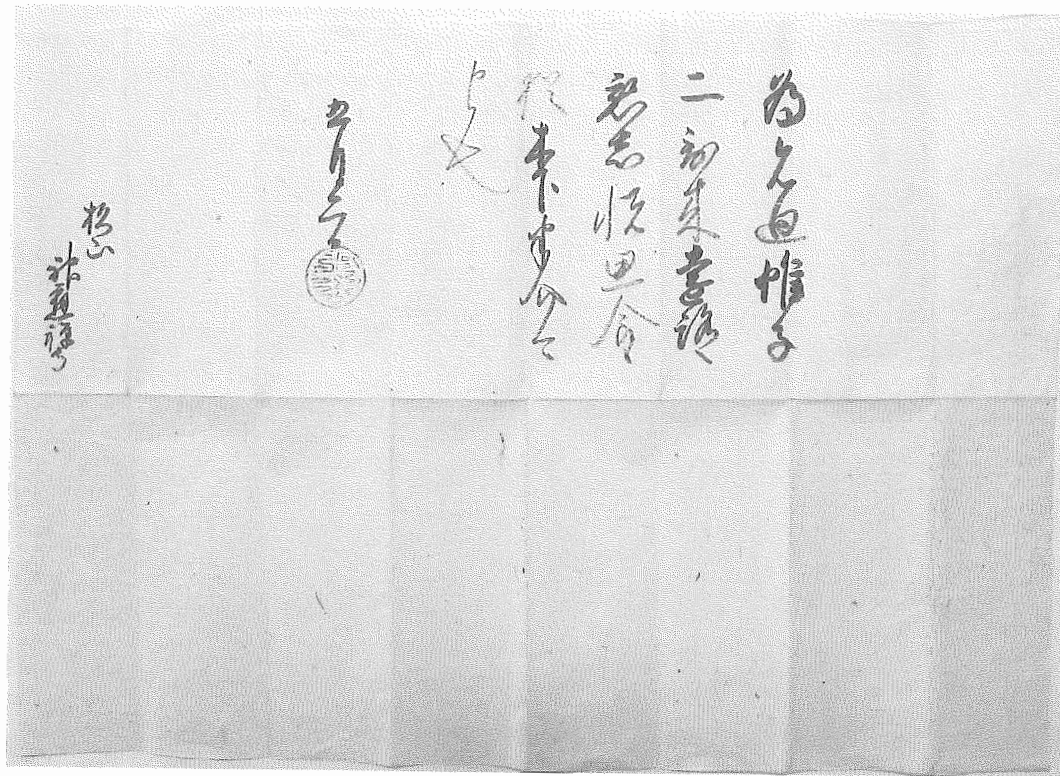
寺納候也

天正十七

十一月廿日(印)

八幡

神應禪寺



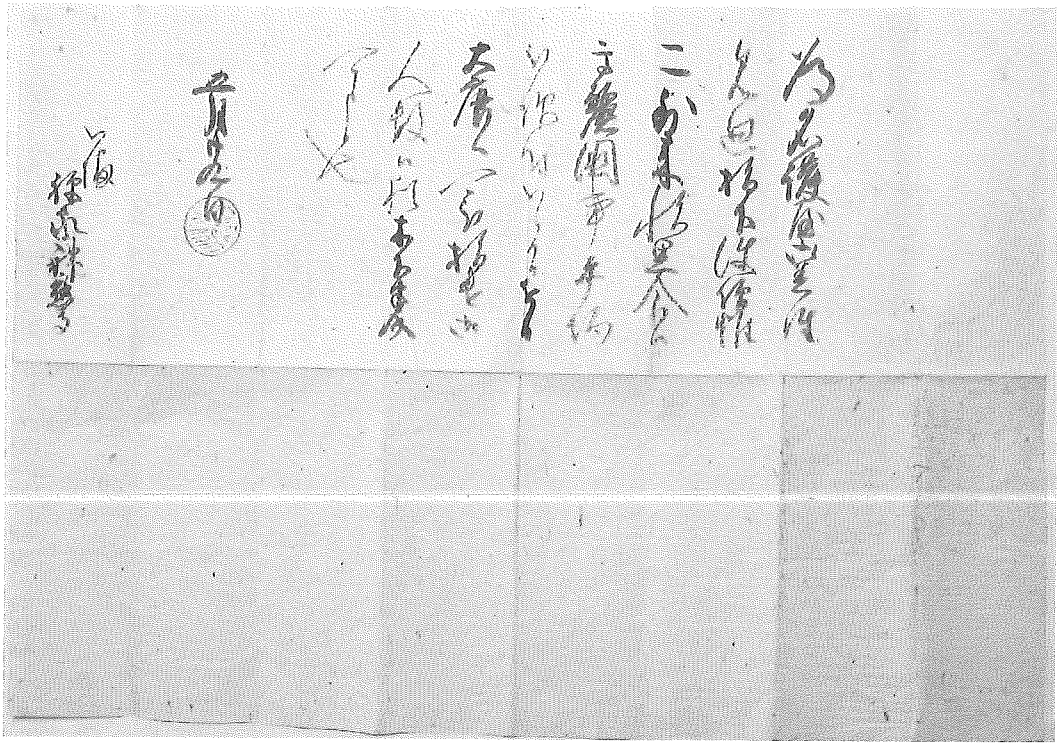
〔史料二〕 豊臣秀吉朱印状【神応寺文書】

為見廻帷子  
 二到来、遠路二  
 懇志悦思食候、  
 猶木下半介可  
 申候也

五月二日(印)

杉山

神應禪寺



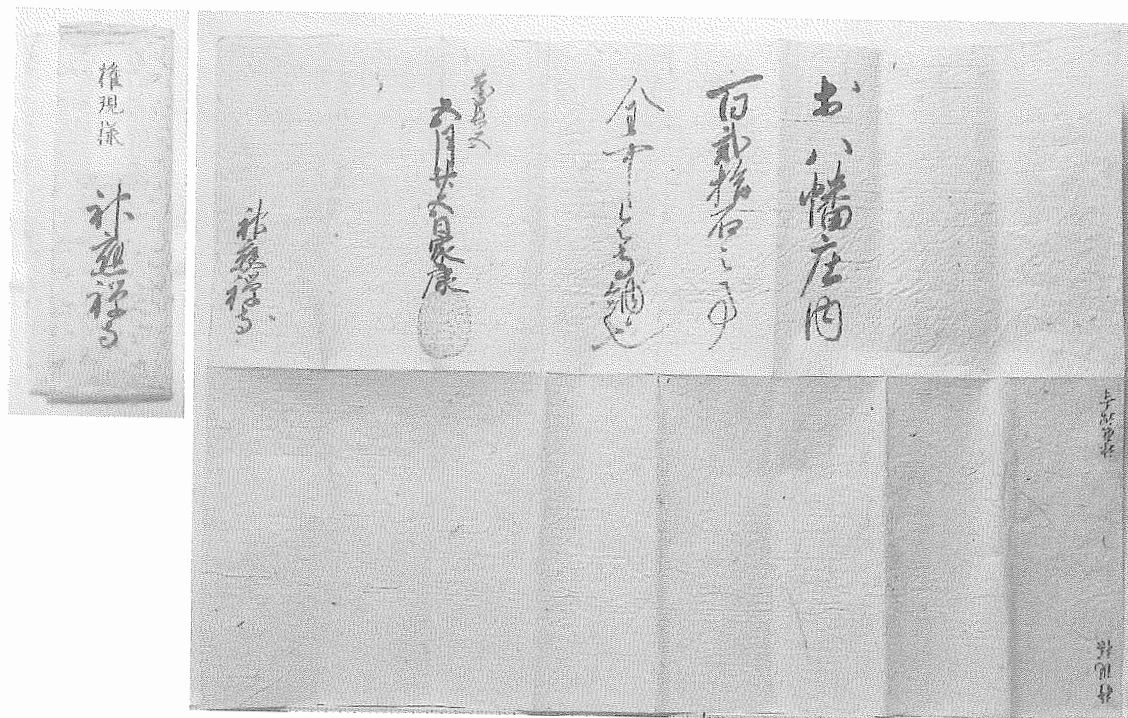
〔史料三〕 豊臣秀吉朱印状【神応寺文書】

為名護屋御着陣  
見廻、指下使僧、帷  
二到来悦思食候、  
高麗國事、平均  
被仰付候之間、近日  
大唐へ可被指遣御  
人数候ハ猶木下半介  
可申候也

五月廿九日(印)

八幡

禅家神應寺



徳川家康領知朱印状【神応寺文書】四

〔端裏貼紙〕  
〔神應寺〕

〔端裏貼紙〕  
〔権現様〕

於八幡庄内  
百式拾石之事  
全可令寺納候也

慶長五

五月廿五日家康(印)

神應禪寺

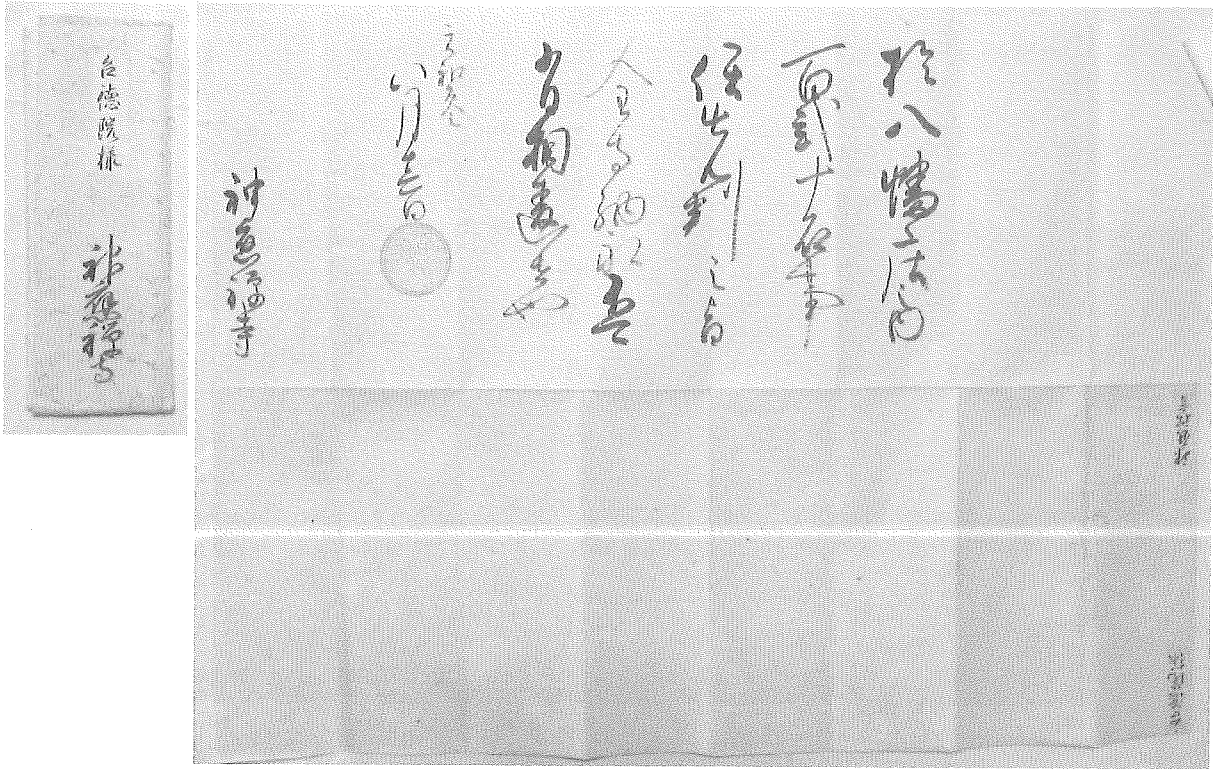
(包紙)

(貼)

〔権現様〕

(上書)

〔神應禪寺〕



徳川秀忠領知朱印状【神応寺文書】五

〔端裏貼紙〕  
〔神應禪寺〕

〔端裏貼紙〕  
〔台徳院様〕

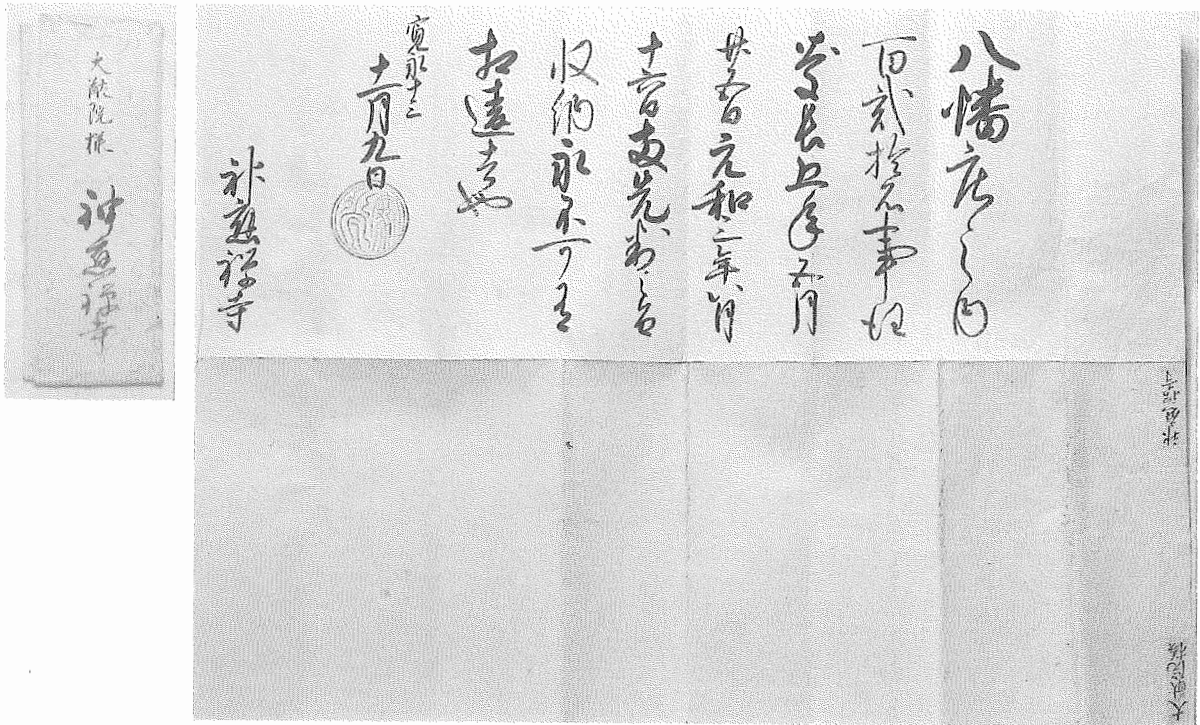
於八幡庄之内  
百式十石事  
任先判之旨  
全寺納永不可  
有相違者也

元和參  
八月十六日（印）  
神應禪寺

〔包紙〕  
〔貼〕  
〔台徳院様〕

〔上書〕  
〔神應禪寺〕





上野原庄

徳川家光

八幡庄之内

百式拾石事任

慶長五年五月

廿五日、元和三年八月

十六日両先判之旨

收納永不可有

相違者也

寛永十三年  
十一月九日



神應禪寺

大猷院様  
神應禪寺

徳川家光領知朱印状【神応寺文書】六

〔端裏紙〕  
〔神應禪寺〕

〔端裏紙〕  
〔大猷院様〕

八幡庄之内

百式拾石事任

慶長五年五月

廿五日、元和三年八月

十六日両先判之旨

收納永不可有

相違者也

寛永十三年

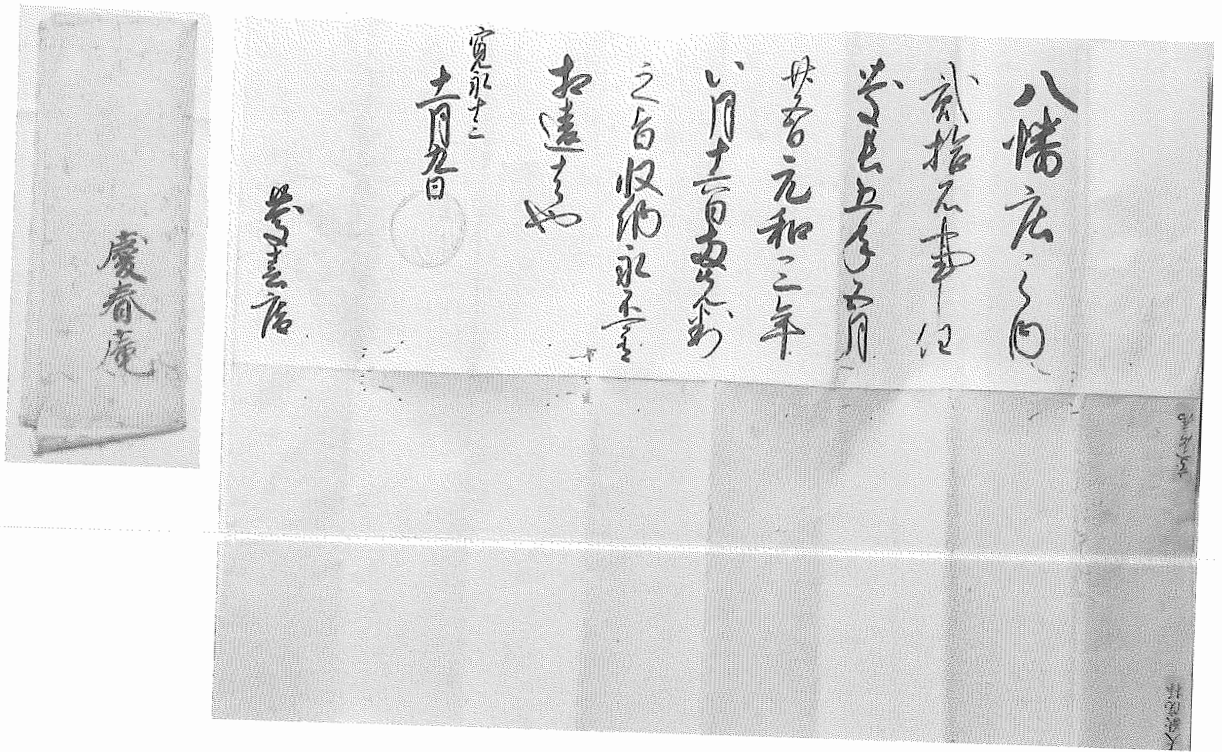
十一月九日 (印)

神應禪寺

〔包紙〕

〔貼紙〕  
〔大猷院様〕

〔上書〕  
〔神應禪寺〕



徳川家光領知朱印状【神応寺文書】七

〔端裏貼紙〕  
〔慶春庵〕

〔端裏貼紙〕  
〔天猷院様〕

八幡庄之内  
貳拾石事任  
慶長五年五月  
廿五日、元和三年  
八月十六日両先判  
之旨收納永不可有  
相違者也

寛永十三

十一月九日(印)

慶春庵

〔包紙〕

〔正書〕  
〔慶春庵〕

石清水八幡宮領内

一百貳拾石 山城國綴喜郡八幡庄 神應禪寺

一三拾石 内 武拾石八幡庄 常徳寺

一貳拾石 内 拾石下奈良村 全昌寺

一貳拾石 同国八幡庄 慶春庵

一五拾石 同国八幡庄 巢林庵

都合貳百四拾石事 任慶長五年育

女之日元和三年八月十六日寛永十三年

十一月九日寛文五年八月十日

先判之旨永不可有相違者也

貞享三年六月十一日



徳川綱吉領知朱印状【神応寺文書】八

(端裏貼紙)

〔常憲院様〕

(端裏貼紙)

〔禪宗五箇寺〕

石清水八幡宮領内

一、 百貳拾石 山城國綴喜郡八幡庄 神應禪寺

一、 三拾石 内 武拾石八幡庄 常徳寺

一、 貳拾石 内 拾石下奈良村 全昌寺

一、 貳拾石 同国八幡庄 慶春庵

一、 五拾石 同国八幡庄 巢林庵

都合貳百四拾石事、任慶長五年五月

廿五日、元和三年八月十六日、寛永十三年

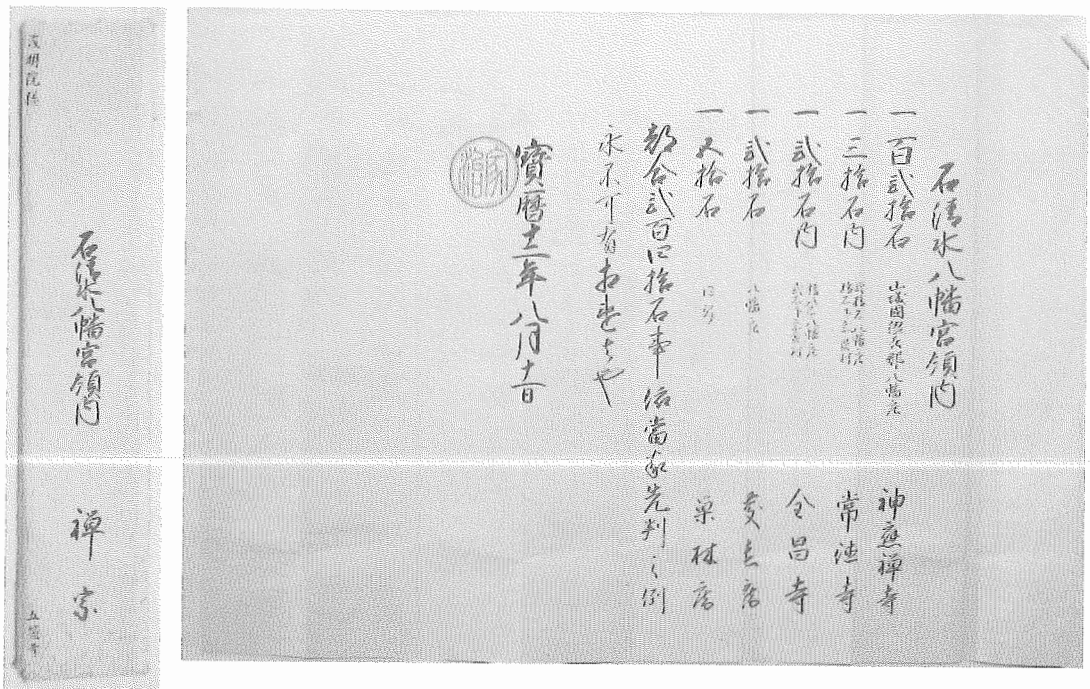
十一月九日、寛文五年八月十五日

先判之旨永不可有相違者也

貞享三年六月十一日

(印)

※包紙なし



德川家治領知朱印状【神応寺文書】九

(端裏貼紙)

〔浚明院様〕

(端裏貼紙)

〔禅宗五箇寺〕

石清水八幡宮領内

一、百貳拾石 山城國綴喜郡八幡庄 神應禪寺

一、三拾石内 貳拾石八幡庄 常徳寺  
拾石下奈良村

一、貳拾石内 拾八石八幡庄 全昌寺  
貳石下奈良村

一、貳拾石 八幡庄 慶春庵

一、五拾石 同断 粟林庵

都合貳百四拾石事、依當家先判之例  
永不可有相違者也

宝曆十二年八月十一日

(印)

(包紙)

(土書)

〔石清水八幡宮領内〕

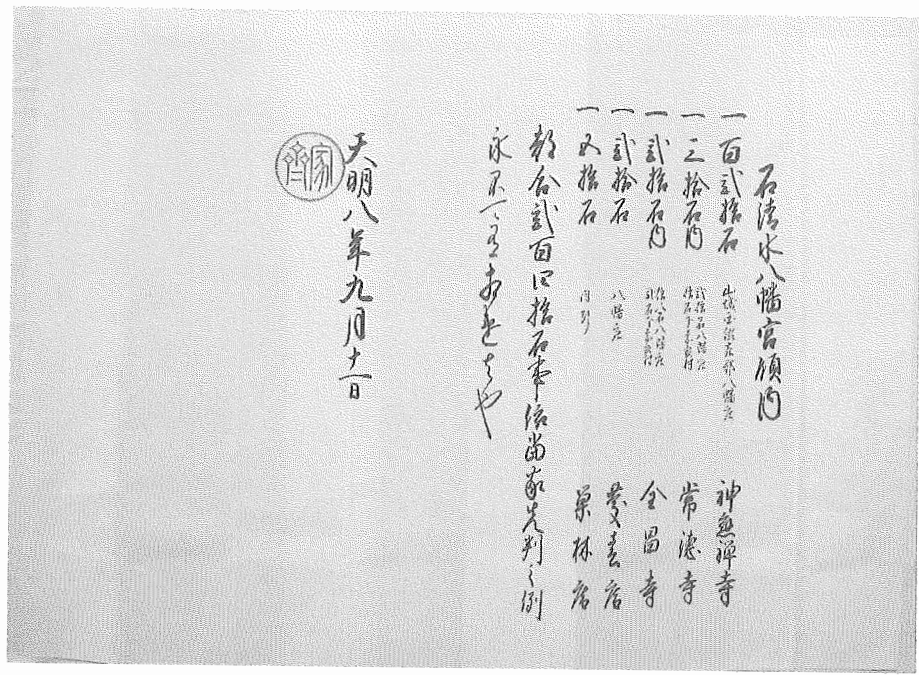
禅宗

(貼紙)

〔浚明院様〕

(貼紙)

〔五箇寺〕



徳川家齊領知朱印状【神応寺文書】十

(端裏貼紙) [文恭院様] (端裏貼紙) [禪宗五箇寺]

石清水八幡宮領内

- 一、百貳拾石 山城國綴喜郡八幡庄 神應禪寺
- 一、三拾石内 貳拾石八幡庄 常德寺
- 一、貳拾石内 拾石下奈良村 全昌寺
- 一、貳拾石内 貳石下奈良村 慶春庵
- 一、五拾石 同断 巢林庵

都合貳百四拾石事、依當家先判之例  
永不可有相違者也

天明八年九月十一日  
(印)

(包紙) [上書] 禪宗  
[石清水八幡宮領内] (貼紙) [五箇寺]  
[文恭院様] (貼紙)



神応寺朱印状一覧表

文書名	年月	西暦	宛所	本紙寸法
〔豊臣秀吉朱印状〕	天正 17 年 11 月 20 日	1589	八幡神應禪寺	46.2×65.0
〔豊臣秀吉朱印状〕	5 月 2 日		杉山神應禪寺	46.9×66.5
〔豊臣秀吉朱印状〕	5 月 29 日		八幡禪家神應寺	45.8×65.2
〔徳川家康朱印状〕	慶長 5 年 5 月 25 日	1600	神應禪寺	46.8×64.6
〔徳川秀忠朱印状〕	元和 3 年 8 月 16 日	1617	神應禪寺	45.4×62.4
〔徳川家光朱印状〕	寛永 13 年 11 月 9 日	1636	神應禪寺	45.7×63.5
〔徳川家光朱印状〕	寛永 13 年 11 月 9 日	1636	慶春庵	45.7×63.3
〔徳川綱吉朱印状〕	貞享 2 年 6 月 11 日	1685	禪宗五箇寺	46.6×65.9
〔徳川家治朱印状〕	宝暦 12 年 8 月 11 日	1762	禪宗五箇寺	46.5×64.8
〔徳川家齊朱印状〕	天明 8 年 9 月 11 日	1788	禪宗五箇寺	46.0×64.3

## 表紙解説

	1 2 3
5	4
(裏)	(表)

1. 西遊寺古文書調査の様子
2. 念佛寺門前（撮影：中井正寛）
3. 念佛寺古文書調査の様子
4. 安居橋から男山を望む（撮影：中井正寛）
5. 八幡清水井の路地田町（たまち）（撮影：中井正寛）



京都府立大学文化遺産叢書 第10集

### 石清水門前寺院・南山城地域の古文書

—京都府歴史資料の調査—

編集 竹中友里代（京都府立大学文学部特任講師）

東昇（京都府立大学文学部 准教授）

発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5

京都教区八幡組浄土宗青年会

発行日 2016年3月30日

印刷 双林株式会社

〒601-8106 京都市南区新千本通十条下ル

---